

もとす広域連合

第102号

令和7年
9月1日発行

わっふる

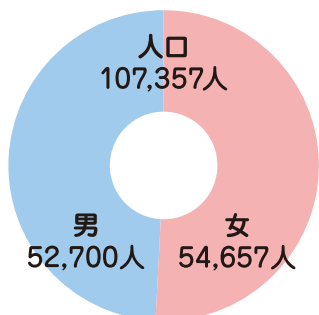
老人福祉施設
大和園



デイサービス・和デイサービス
レクリエーション活動のようす

管内の人口と世帯数

(令和7年7月1日現在)



主な内容

- 老人福祉施設大和園 2
- 老人福祉施設大和園、入院中の介護認定 3
- もとす広域連合管内の介護保険利用状況 4、5
- 令和6年度人事行政の運営等の状況 6
- 療育医療施設(幼児療育センター・休日急患診療所) 7
- 地域包括支援センター、会計年度任用職員募集 8

大和園

なごみ デイサービス・和デイサービス

デイサービス・和デイサービスの外出支援、レクリエーション活動を紹介します！

和デイサービスでは、認知症の利用者に対して、住み慣れた地域で可能な限り生活ができるよう、認知症専門スタッフによるケアを提供しています。

外出支援

機能訓練の一環として外出の機会を設け、身体機能と生活意欲の向上を図ることを目的としています。親しみのある地域に出て昔を思い出したり、懐かしさを感じてもらっています。

いちご狩り



バラ公園散策



紅葉見学



お花見



レクリエーション活動

日々のサービスに様々な活動を取り入れ、利用者同士の交流を深めることや認知症予防、心身機能の向上を図ることを目的としています。

アニマルセラピー



おやつ作り



ライブキッチン



レクリエーション体操



そのほかにもヨガ体操、大道芸鑑賞、サックス・トランペット・大正琴の演奏鑑賞、音楽療法、季節の制作活動などを行っています。

体験利用も随時受け付けています。
問い合わせは担当のケアマネジャー、大和園デイサービスまでご連絡ください。

問 老人福祉施設大和園 ☎ 0581-34-2555

大和園の沿革

瑞穂市、本巣市および北方町における福祉の拠点施設として、公立の果たすべき役割、地域の中核を担うモデル的なサービス提供に努めています。

大和園は昭和29年に事業を開始して以来、今年6月で72年目を迎えました。一部ではありますが、大和園のこれまでのあゆみを紹介します。

昭和29年	6月	『本巣村立養老院』として事業開始
昭和48年	4月	本巣老人福祉施設事務組合を設立
平成 4年	3月	『本巣老人福祉施設事務組合大和園』に改称
平成 4年	11月	特別養護老人ホーム、老人短期入所施設(ショートステイ)、老人デイサービスセンター(デイサービス)、在宅介護支援センターの事業開始
平成12年	3月	養護老人ホームにて短期入所の受け入れを開始
平成13年	4月	もとす広域連合が本巣老人福祉施設事務組合の事業を承継 『もとす広域連合老人福祉施設大和園』に改称
平成17年	4月	認知症対応型通所介護(和デイサービス)、 ユニット型短期入所生活介護(和ショートステイ)の事業開始
平成18年	6月	居宅介護支援事業開始
平成31年	3月	ユニット型短期入所生活介護(和ショートステイ)事業廃止
平成31年	4月	ユニット型特別養護老人ホーム事業開始
令和 5年	4月	養護老人ホームにて、障害者の緊急短期宿泊事業開始
令和 5年	11月	養護老人ホームの空床活用による契約入所事業開始
令和 7年	4月	養護老人ホームにて、特定施設入居者生活介護事業開始

介護保険課

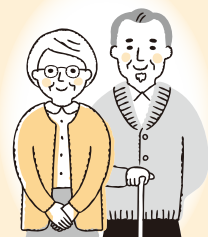
入院中の介護認定について

お知らせ

病院に入院している期間中は医療保険が適用され、介護保険の利用はできません。退院後に介護保険の在宅サービスや介護保険施設の利用予定がある場合、医師の診断により、退院の目途がつかましたら、新たな介護認定及び介護認定の変更が可能となります。

骨折や手術直後など、本人の身体状態が安定していない時期は介護度の適正な判断が難しいため、状態が落ち着いてから、介護認定の申請をお願いします。

ご不明な点は、住所地の市町またはもとす広域連合にお問い合わせください。



もとす広域連合管内の介護保険利用状況

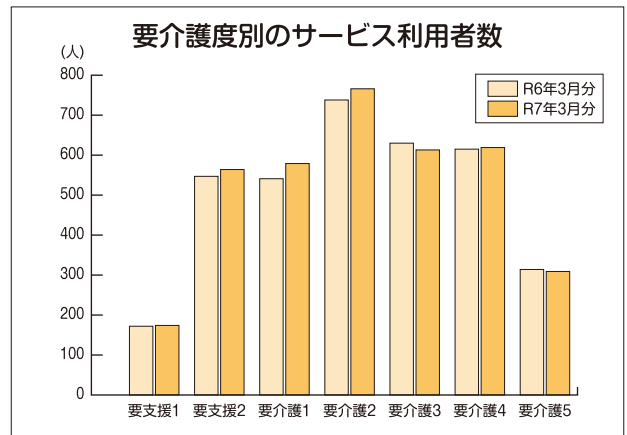
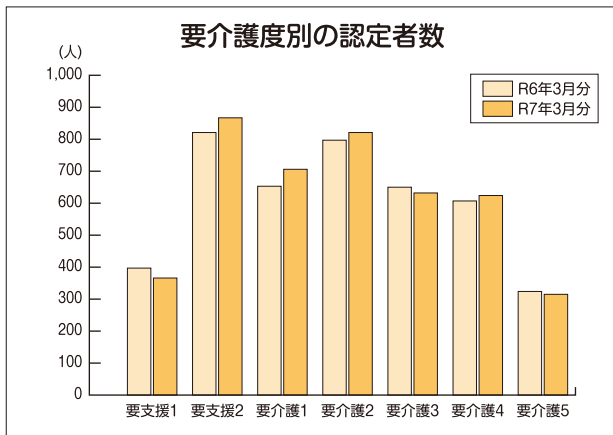
①もとす広域連合管内（瑞穂市・本巣市・北方町）の状況

区分	令和6年3月末	令和7年3月末
総人口（人）A	107,765	107,305
65歳以上人口（人）B	27,361	27,358
高齢化率（%）B/A	25.4	25.5

区分	令和6年3月末	令和7年3月末
認定者数（人）C	4,249	4,331
利用者数（人）D	3,557	3,624
認定率（%）C/B	15.5	15.8
利用率（%）D/C	83.7	83.7

②要介護度別の認定状況

認定区分	認定者数（人）		サービス利用者数（人）	
	令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
要支援1	397	366	172	174
要支援2	821	867	547	564
要介護1	653	706	541	579
要介護2	797	821	738	766
要介護3	650	632	630	613
要介護4	607	624	615	619
要介護5	324	315	314	309
合計	4,249	4,331	3,557	3,624



③在宅サービス・施設サービスの利用割合

サービス区分	利用者数の構成比（%）		費用額の構成比（%）	
	令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
在宅サービス	78.1	78.9	63.2	99.6
施設サービス	21.9	21.1	36.8	0.4

④在宅サービス・施設サービスの利用状況（1か月分）

サービス区分		令和6年3月末	令和7年3月末
在宅	利用者数（人）	2,818	2,908
	費用額（千円）	410,697	432,424
	1人当たり費用月額（円）	145,741	148,702
	※対支給限度額比率（%）	52.9	55.1
施設	利用者数（人）	778	765
	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	513	499
	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	60	59
	老人保健施設	192	200
	療養型医療施設（医療院）	16	13
	費用額（千円）	239,276	247,340
	1人当たり費用月額（円）	307,553	323,320

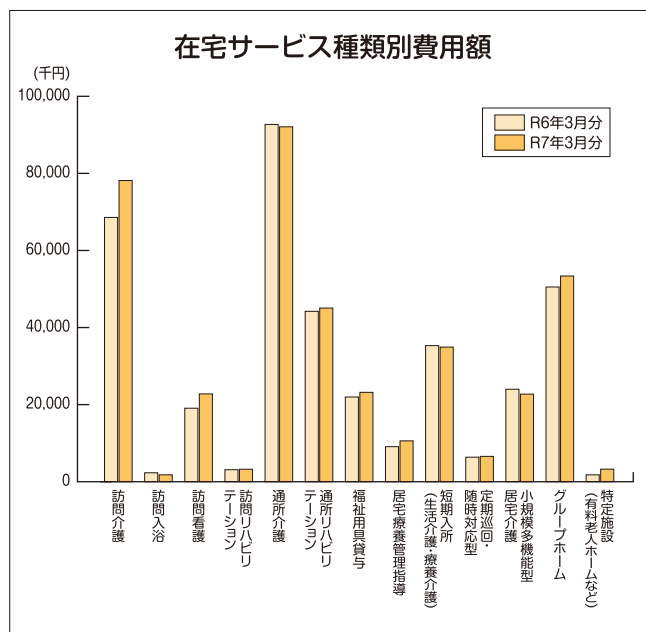
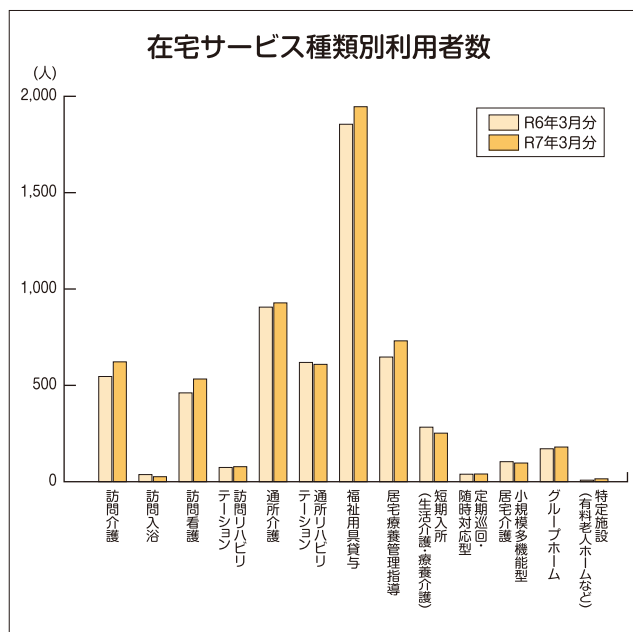
※対支給限度額比率とは、要介護度に応じて介護保険で利用できる在宅での介護サービスの支給限度額に対して、実際に利用した額の比率です。この数字が高ければ、在宅サービスがよく使われていることを表します。

※一人の利用者で複数の項目に該当する場合があります。

⑤在宅サービス種類別利用者数・費用額（1か月分）

サービス区分	利用者数（人）		費用額（千円）	
	令和6年3月分	令和7年3月分	令和6年3月分	令和7年3月分
訪問介護	546	622	68,577	78,151
訪問入浴	37	26	2,316	1,790
訪問看護	461	533	19,071	22,785
訪問リハビリテーション	74	78	3,115	3,239
通所介護	906	928	92,703	92,087
通所リハビリテーション	619	609	44,209	45,057
福祉用具貸与	1,855	1,946	21,982	23,191
居宅療養管理指導	647	731	9,094	10,598
短期入所（生活介護・療養介護）	283	252	35,309	34,933
定期巡回・随時対応型	39	40	6,367	6,576
小規模多機能型居宅介護	104	97	23,992	22,726
グループホーム	171	180	50,527	53,367
特定施設（有料老人ホームなど）	8	15	1,788	3,259
合計	5,750	6,057	379,050	397,759

※一人の利用者で複数の項目に該当する場合があります。



⑥福祉用具購入と住宅改修の利用者数・費用額（年度）

区分	利用者数（人）			費用額（千円）		
	令和5年度	令和6年度	伸率（%）	令和5年度	令和6年度	伸率（%）
福祉用具購入	354	377	6.5	10,412	10,563	1.5
住宅改修	337	332	△ 1.5	26,163	25,322	△ 3.2

⑦住宅改修工事種別件数（年度）

工事区分	工事種別件数（件）		
	令和5年度	令和6年度	伸率（%）
手すりの取付	309	309	0.0
段差の解消	61	44	△ 27.9
床材などの変更	12	9	△ 25.0
引き戸などへの扉の改修	16	18	12.5
便器の取替	5	2	△ 60.0
合計	403	382	△ 5.2

※一人の利用者で複数の項目に該当する場合がありますので⑥の住宅改修の利用者数と一致しません。

人事行政の運営等の状況（令和6年度）

もとす広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、
人事行政の運営等の状況をお知らせします。

Ⅰ職員の任免および職員数に関する状況

（1）職員数

区 分	令和6年4月1日 職員数	令和6年度中 退職者数	採用者数	令和7年4月1日 職員数
一般行政職	82人	4人	2人	80人
医療職 (看護師など)	9人	2人	0人	7人
医療職 (栄養士など)	3人	0人	0人	3人
技能労務職	5人	0人	0人	5人
合 計	99人	6人	2人	95人

※退職後に再任用となった職員を含みます。

（2）級別職員数（令和6年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的 職 務	主事	主任	主査、係長 またはこれに 相当する職務	課長補佐の 職務	総括課長補佐 の職務	課長 またはこれに 相当する職務	事務局長 またはこれに 相当する職務	82人
一 般 行政職	17人	14人	37人	8人	4人	2人	0人	
構成比	20.73%	17.07%	45.12%	9.76%	4.88%	2.44%	0.00%	

※もとす広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
標準的職務とは、それぞれの級における代表的な職務です。

Ⅱ職員の人事評価の状況

区 分	事務局長	次長、課長または 主幹	総括課長補佐または 課長補佐	主任主査または 係長	主査以下
1次評価者	広域連合長	事務局長	課長	総括課長補佐または 課長補佐	主任主査または係長
2次評価者	—	広域連合長または 担任副広域連合長	事務局長	課長	課長
評 価 項 目	能力評価および業績評価				
評 価 期 間	能力評価：4月1日から9月30日まで、10月1日から翌年3月31日まで 業績評価：4月1日から翌年3月31日まで				
活用分野	任用、給与、分限その他の人事管理の基礎				

Ⅲ職員の給与との状況

（1）平均給料月額および平均年齢（令和6年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	294,727円	43歳4月
医療職 (看護師など)	296,033円	45歳2月
医療職 (栄養士など)	295,767円	41歳0月
技能労務職	257,840円	43歳2月

（2）初任給基準（令和6年4月1日現在）

区 分	大学卒	短大卒	高校卒	その他
一般行政職	220,000円	204,400円	188,000円	183,500円
医療職 (看護師など)	255,400円	249,400円	240,600円	207,700円
医療職 (栄養士など)	227,400円	208,300円	220,500円	
技能労務職	185,700円	175,800円		

（3）職員手当（令和6年4月1日現在）

扶養手当	・配偶者 月額 6,500円 ・配偶者以外の扶養親族 1人につき（子）月額 10,000円 （父母など）月額 6,500円 ・特定加算 月額 5,000円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある扶養親族の子に対する加算
住居手当	・家賃の額が月額16,000円を超える借家など 月額28,000円以内
通勤手当	・通勤距離（片道）2km以上に 自家用車使用者 月額2,000円～31,600円 交通機関などの利用者 定期券などの額（上限月額55,000円）
特殊勤務手当	・老人福祉手当 月額515円（看護師など） 月額840円（介護職員など） 月額805円（調理員） ・老人福祉手当 月額18,000円（介護支援専門員） ・尿処理手当 月額700円 ※1日当たり支給額は1日の実勤務時間数が6時間以上で適用4時間以上6時間未満は1/2適用
時間外勤務手当	・正規の勤務時間を超えて勤務した場合 勤務日における時間外勤務1時間につき 時間単価×1.25倍 週休日における時間外勤務1時間につき 時間単価×1.35倍
宿日直手当	・1回 4,400円
管理職員 特別勤務手当	・1回 8,000円 ・勤務日における午前0時から午前5時までの間における勤務 1回6,000円
夜間勤務手当	・深夜（22時から翌朝5時の間）勤務した場合 勤務1時間につき 時間単価×0.25倍
休日勤務手当	・祝日および年末年始の休日に勤務した場合 勤務1時間につき 時間単価×1.35倍
管理職手当	・管理または監督の地位にある職員（6級以上）に定額を支給 その地位の職に応じて 月額27,800円から66,400円まで
期末手当	・6月期 1.225月分 ・12月期 1.275月分
勤勉手当	・勤務成績に応じて支給 給料など月額×期間率×成績率

Ⅳ職員の休業の状況

（1）育児休業の状況

区 分	男性	女性
育児休業の承認件数	0件	2件
育児休業期間延長の承認件数	0件	0件

（2）配偶者同行休業の状況

区 分	件数
配偶者同業休業の申請件数	0件
配偶者同業休業の承認件数	0件

Ⅴ職員の分限および懲戒処分状況

処分内容	処分者数	処分事由
分限処分		
免職	0人	
休職	2人	心身の故障および病気のため
降任	0人	
降給	0人	
懲戒処分		
免職	0人	
停職	0人	
減給	0人	
戒告	1人	通常業務処理不適正

Ⅵ職員の服務の状況

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事 許可申請	0件	0件
職務専念義務の免除	0件	0件

Ⅶ職員の退職管理の状況

本広域連合では職員の退職管理を適正に確保するため、「もとす
広域連合職員の退職管理に関する条例」および「もとす広域連合職
員の退職管理に関する規則」を定め、元職員による現職職員への働
きかけを規制するなど適正な退職管理に取り組んでいます。

Ⅷ職員の研修の状況

区 分	受講者数 (延べ人数)
岐阜県市町村振興協会市町村研修センター	39人
本 庁	19人
療育医療施設	93人
衛生施設	18人
老人福祉施設	58人

Ⅸ職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間

勤 務 時 間	閉 庁 日
始業時刻	終業時刻
午前8時30分	午後5時15分
日曜日および土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日	

（2）年次有給休暇（付与日数・期間 1年につき20日） 取得の状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

総付与日数 (A)	総使用日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	取得率 (B) / (A)
3,949日	955日	104人	9.2日	24.2%

（3）その他の休暇制度

種 類	付 与 日 数 ・ 期 間 など
病気休暇	必要最小限度の期間
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間
骨髄もしくは末梢血幹細胞 提供のための休暇	必要と認められる期間
社会貢献活動のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する5日間の範囲内の期間
不妊治療のための休暇	1年につき5日（体外受精などの広域連合長が定める不妊治療を 受ける場合にあつては10日）の範囲内の期間
出産休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する 予定である場合には出産日までの期間、出産した場合には 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
保育時間休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
妊婦の通勤緩和のための休暇	正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、 1日につき1時間を超えない範囲内の期間
妊産婦などの健康診査などのための休暇	必要と認められる期間
妻の出産休暇	2日の範囲内の期間
育児参加休暇	5日の範囲内の期間
子の看護休暇（小学校就学前）	1年につき5日（小学校就学前の子が2人以上の場合にあつては10日） の範囲内の期間
短期介護休暇（要介護者の介護）	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間
忌引休暇	死亡した者の続柄に応じ1日から7日の範囲内の期間
法要休暇	1日の範囲内の期間
夏季休暇	6～10月で原則として連続する4日の範囲内の期間
災害または交通機関の 事故などによる休暇	事由に応じ、7日の範囲内の期間または必要と認められ る期間
介護休暇	介護を必要とする状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算 して6月を超えない期間内

Ⅹ職員の福祉および利益の保護の状況

（1）職員の健康診断の状況

	受診者数
年代別定期健康診断	90人

（2）共済制度

・岐阜県市町村職員共済組合に加入

（3）公務災害補償制度

・地方公務員災害補償基金岐阜県支部に加入

Ⅺ公平委員会の業務の状況

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度 当初継続件数	令和6年度 中要求件数	令和6年度 中処理件数	令和6年度 未継続件数
1件	0件	1件	0件

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

・該当なし

こんにちは。幼児療育センターです。

お子さんの発達や行動について悩みや心配事がありましたら、当センターの相談支援事業所にご相談ください。その後お子さんの発達状況に応じて、発達支援事業所での療育を受けることができます。

最初はなんて？と受け入れられずにいたけれど、相談の先生に話を聞いてもらい、すぐに通所を決めました。もっと早くお願いすればよかった！



相談支援事業所



「療育」というなじみのない言葉に最初はとまどいでしたが、今では親子で成長できるありがたい場所だと感じています。

幼児療育センターに「お花の苗」が届きました。



瑞穂市立穂積中学校特別支援学級の皆さんが育てたお花の苗をいただきました。当センターの子ども達が綺麗な花が咲くことを楽しみに毎日お水をあげています。

相談時には、当センター内にある発達支援事業所の療育のようすを見学することが可能です。実際の療育のようすをぜひご覧ください。



相談支援専門員の資格を持つ職員が、保護者の悩みや心配事をじっくりお聞きします。お子さんの発達の状況を踏まえ、保護者と一緒に対応方法を考えていきます。



ひとりで悩まず、お気軽にお電話を！

☎ 058-323-0584

2025 9月							2025 10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
28	29	30					26	27	28	29	30	31	

診療日をお間違えないようにお願いします。●…診療日



お願い

発熱の人は予約診療となりますので、必ず電話で受付をしてから受診してください。

※受診の際は、マイナ保険証（健康保険証・資格確認書でも可）を持参してください。
※薬は原則、当日分のみの処方となります。

※当番医師は、もとも医師会ホームページを参照してください。

（診療日・時間のみ）

●電話／058-323-0523

（北方警察署東隣）

●場所／北方町北方3219-25

●診療日／日曜日、祝日

（受付は午後3時30分まで）

●診療時間／午前9時～正午

（受付は午前11時30分まで）

●診療科目／内科、小児科

●診療時間／午後1時～4時

休日急患診療所





9月はアルツハイマー月間です

1994年、アルツハイマー病などに関する認識を高め、世界の患者と家族に援助と希望をもたらすことを目的に、国際アルツハイマー病協会が、国際会議を開いた9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「アルツハイマー月間」と制定しました。9月は世界中で認知症についての取組が行われています。認知症の人も安心して暮らせるまちを目指してさまざまな活動を行っています。



認知症サポーターキャラバンマスコット
ロバ隊長



- 認知症について学びたい
- 認知症の活動について知りたい
- 認知症の家族について相談したい
- 認知症の人や家族の力になりたい

など思われた人は、お気軽に地域包括支援センターへお問い合わせください。

《各市町の地域包括支援センター連絡先》

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地(ココロかさなるCCNセンター内)	☎ 058-327-4118 [FAX] 058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0491 本巣市早野255番地(本巣市役所内)	☎ 058-324-5166 [FAX] 058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地(北方町役場内)	☎ 058-323-5540 [FAX] 058-323-2114

～会計年度任用職員募集～

職種	勤務地	業務	資格要件など	報酬 (別途、通勤手当相当額支給あり)	勤務時間、日数など
看護職員	老人 福祉施設 大和園	デイサービスなどの 利用者または施設入所者の 看護業務	看護師	時給1,647円～1,684円	過37時間30分(5日勤務) 8:00～18:00のうち7時間30分 ※短時間勤務や勤務日数は応相談
			准看護師	時給1,577円～1,595円	

<問い合わせ・書類送付先>

老人福祉施設大和園 経営管理係

TEL:0581-34-2555

〒501-1205 本巣市曾井中島1156番地4

【試験日】応募された人に後日通知します

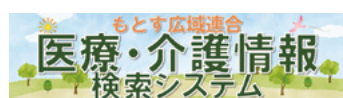
【応募書類】履歴書、資格を証明する書類の写し

【応募期間】随時

職員採用情報
はこちらから→



募集内容は、随時更新しますので、
詳細はホームページをご覧ください。



瑞穂市・本巣市・北方町の医療機関・介護サービス事業所が
インターネットから検索できます。

【URL】<https://carepro-navi.jp/motosukoiki>



発行／もとす広域連合 〒501-0466 岐阜県本巣市下真桑1000番地

☎ 058-320-2266 [FAX] 058-320-2265 <https://www.motosu-union.gifu.jp>